

石川県公報

平成 26 年 11 月 21 日 (金曜日)

号 外

(第 92 号)

目 次

規 則	訓 令
○薬事法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則 (薬事衛生課) 1	○石川県麻薬取締員証規程の一部改正 (薬事衛生課) 2

規 則

薬事法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十四号

薬事法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則
(石川県事務委任規則の一部改正)

第一条 石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第十四号中「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)」に改め、同号2中「以下」を「昭和三十五年法律第百四十五号。以下この号において」に改める。

別表第二家畜保健衛生所長の項第二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

(薬事法施行細則の一部改正)

第三条 薬事法施行細則(昭和三十六年石川県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第三条第一項第三号中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に改め、同項に次の二号を加える。

四 法第三十九条の二第一項に規定する高度管理医療機器等営業所管理者 同条第二項ただし書の許可

五 法第四十条の六第一項に規定する再生医療等製品営業所管理者 同条第二項ただし書の許可

第九条(見出しを含む。)中「貸付業」を「貸与業」に改める。

第十七条中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める。

様式第一の二中 薬事法 第7条第3項ただし書 第28条第3項ただし書 第35条第3項ただし書 の規定により、次のとおり許可します。 を

「
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
 により、次のとおり許可します。」

第 7 条 第 3 項 だ し 書
 第 28 条 第 3 項 だ し 書
 第 35 条 第 3 項 だ し 書
 第 39 条 の 2 第 2 項 だ し 書
 第 40 条 の 6 第 2 項 だ し 書

の 規 定

と 改 め る。

第 10 条 第 1 項 第 1 号 中 「薬事法施行細則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」と改める。

第 10 条 第 2 項 第 1 号 中 「貸付業」を「貸与業」と、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」と改める。

第 10 条 第 3 項 第 1 号 中 「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」と改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 11 月 15 日から施行する。

訓

令

石川県訓令第 11 号

健 康 福 祉 部

石川県麻薬取締員証規程（平成 15 年石川県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 11 月 21 日

石川県知事 谷 本 正 憲

別図身分証（裏面）中「薬事法」及び「同法」を「医薬品医療機器等法」に、「第 84 条 第 19 号」を「第 84 条 第 25 号」に、「第 20 号、第 85 条 第 7 号、第 86 条 第 1 項 第 19 号並びに第 87 条 第 9 号」を「第 26 号、第 85 条 第 8 号、第 86 条 第 1 項 第 23 号並びに第 87 条 第 13 号」に、「第 11 号」を「第 15 号」に改める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。